

## 平成19年第8回上里町議会定例会会議録第2号

平成19年12月7日（金曜日）

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 7 町長提出議案第58号 町の機関の請求によって出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 町長提出議案第59号 上里町職員の自己啓発等休業に関する条例について
- 日程第 9 町長提出議案第60号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 町長提出議案第61号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 町長提出議案第62号 上里町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 町長提出議案第63号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 町長提出議案第64号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第14 町長提出議案第65号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 町長提出議案第66号 平成19年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第16 町長提出議案第67号 平成19年度上里町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 町長提出議案第68号 平成19年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 選挙第8号 埼玉県後期高齢者医療広域連合議員選挙について

出席議員（12人）

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	植原育雄君
総合政策課長	高野正道君	税務課長	小暮昇三君
町民環境課長	戸矢三樹男君	福祉こども課長	関根信夫君
健康保険課長	高杯一美君	まち整備課長	赤見省三君
産業振興課長	橋爪重雄君	下水課長	岩田貞裕君
学校教育課長	斉藤直君	生涯学習課長	渋沢秀実君
指導室長	木村和夫君	会計管理者	萩原潤君
水道課長	久保勉君	図書館長	福島雅之君

事務局職員出席者

事務局長	柴崎久男	次長	木村隆之
------	------	----	------

開 議

午前9時開議

議長（小暮敏美君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第58号 町の機関の請求によって出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第7、町長提出議案第58号 町の機関の請求によって出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第58号 町の機関の請求によって出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例について。町の機関の請求によって出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部を次のように改正するということでございまして、第2条、それから第2条第2号を次のように改めるということでございまして、法第190条第6項の規定により出頭した参考人、同じく実費弁償の関係でございませけれども、第2条第4号で次のように改めるということで、4、法第190条第5項の規定により公聴会に参加した者、それから第2条第6項中、「第3項」を「第7項」に、同項7号中を「第5項」を「第6項」に改めるものであります。附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

提案理由でありますけれども、町の機関の請求によって出頭した者にかかわる根拠法令の改正に伴い、実費弁償にかかわる条項の整理などについて所要の改正をいたすもので、本案を提出するものであります。

内容について、ご説明を申し上げたいと思います。第2条第2項の実費弁償の関係についてでありますけれども、議会の常任委員会が当該地方公共団体の事務に関する調査、審査のために出席を求められた参考人で準用する規定は、議会運営委員会と特別委員会において同様に参考人の出席を求めた場合を同様に規定した字句の整理をいたしたものであり

ます。

第2条第4項につきましては、常任委員会が予算等について公聴会を開催した際に、利害関係人や学識経験者から意見を聞く場合を規定しており、準用規定は先ほどの第2項と同様でありまして、字句の整理をいたしたものであります。

次に、第2条第6項でありますけれども、地方税法第433条第7項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会の審査に固定資産評価員、その他関係者の出席を求める場合の条項に改めるとともに、第7号で地方公務員法第8条第6項の規定に基づき、公平委員会が法律や条例の規定に従い、証人を喚問した場合の条項に改めたものであります。附則では、公布の日から施行するというところでございます。

以上が町の機関の請求によって出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部改正に対する説明でございます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第58号 町の機関の請求によって出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第59号 上里町職員の自己啓発等休業に関する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第8、町長提出議案第59号 上里町職員の自己啓発等休業に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第59号 上里町職員の自己啓発等休業に関する条例についてであります。

提案理由でありますけれども、最後になっておりますけれども、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の自己啓発等休業制度について所要の整備を図りたく、本案を提出するものであります。

内容について、ご説明申し上げたいと思います。本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の改正に対応して、複雑かつ高度化する行政課題に対応できるよう、職員の能力開発を促進するため、職員自らの発意により、職を保有しながら大学等の課程、履修や国際貢献活動のための休業を認める制度を導入するものであります。

それでは、条文についてご説明を申し上げたいと思います。初めに、第1条の目的についてでありますけれども、職員の自己啓発休業に関する必要な事項を定める旨を規定したものでございます。

第2条の自己啓発休業の承認については、任命権者が職員の申請に基づき、自己啓発等休業を承認することができるという規定であります。

第3条の自己啓発等休業の期間については、地方公務員法第26条の5第1項の条例で定める期間をそれぞれ規定いたしました。いずれも最長3年以内となっておりますのでございます。

第4条の大学等教育施設については、地方公務員法第26条の5第1項の規定で、条例で定める教育施設として学校教育法第83条に規定する大学、大学院等の規定をいたしているものでございます。

第5条の奉仕活動については、地方公務員法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動について、国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第3号に基づき、自らが派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動等を規定したものであります。

第6条の自己啓発休業の承認の請求については、自己啓発等休業の承認の請求は、当該休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修または国際貢献活動の内容を明らかにして請求をしなければならないという規定であります。

第7条の自己啓発等休業の期間の延長については、自己啓発等休業している職員は、当該休業を開始した日から引き続き当該休業をしようとする期間を第3条の期間を超えない

範囲内において、当該休業の期間の延長を請求することができる。当該延長は、特別な事情がある場合を除き、1回に限ることを規定いたしました。また、当該延長承認については、第2条の規定を準用する規定となっておるところでございます。3年以内の中では延長することができるということでございます。

第8条の自己啓発等休業の承認の取り消し事由については、自己啓発等休業の承認の取り消し事由として、正当な理由なく在学する課程を休業もしくは頻繁に欠席していること、奉仕活動の全部、または一部を行っていないこと等を規定しております。

第9条の報告については、職員から任命権者への報告義務を規定いたしておるところでございます。任命権者は自己啓発等休業している職員と定期的に連絡をとることにより、当該職員と十分な意思疎通を図るものとするとして規定されているところでございます。

次に、第10条の職務復帰後における号給の調整についてということで、規定をされているところでございます。

附則の施行日につきましては、平成20年4月1日といたしたところでございます。

内容について、簡略に話をさせていただきますけれども、今回の内容につきましては国家公務員と同様に、自己啓発及び国際協力の機会を提供することとして、職員が自発的に大学等における就学や国際貢献活動のために、職員として身分を保有して職務に従事できるという制度でございます。これは無給になるわけでありまして、それから、自己啓発等休業することができない職員ということで、どんな職員ができないかということでございますけれども、これについては非常勤職員、それから臨時的任用、その他任用期間が限られた常勤職員ということでございます。育児休業に伴う任期付きの採用、再任用職員、任期付き職員、交流採用職員、勤務延長職員等々がこの対象にはならないということでございます。

自己啓発休業の対象でございますけれども、どういうところに行けるかということでございますけれども、先ほど説明申し上げましたとおり、大学等における就学でございます。学校教育法第52条に規定する大学、それから専攻科、大学院等々になります。それから、学校教育法に規定されております学校といたしまして、独立行政法人で大学評価学位授与機構が大学の学士課程、大学院の修士及び博士課程等に相当する水準の教育を行っている認定された機関、気象大学校、国立看護学校等は該当するということでございます。それから、相当する外国の大学としては4年生の大学の専攻科、大学院等が規定され

ているところでございます。

それから、国際貢献活動につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国際協力機構が行う青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニアボランティア、それから国際協力機構が推薦して行う国際ボランティア計画の実施に対する奉仕活動となっているところでございます。

それから、自己啓発等の休業期間でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、大学等における就学2年、大学に就業の規定があるため、必要がある場合は3年の範囲内において大学等の課程で履修することができるということでございます。国際貢献活動につきましても、3年の範囲内において国際協力機構が行う派遣前訓練に参加する日から、活動国における奉仕活動が終了して、帰国するまでの期間であるということが規定されているところでございます。

それから、自己啓発等休業の効果でありますけれども、職員としての身分を保有するが職務には従事をしないということでございます。2つ目といたしましては、自己啓発等休業の承認を受けたときにしめていた官職を保有する。ただし、当該承認を受けた後に官職を異動した場合には、その異動した官職を保有するということでございます。自己啓発休業をしている職員がしめる官職を他の職員をもって補充することを妨げないということでありまして、休んでいる期間については他の職員がそこに入ることはやむを得ないということをやうたって、妨げないということでございます。

それから、自己啓発休業期間中の給与については、先ほど申し上げました自己啓発休業をしている期間については給与を支給しないということがうたわれているわけでございます。それから、職務の復帰でありますけれども、自己啓発等休業の期間が満了したとき、または自己啓発休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発休業にかかわる職員は職務に復帰するものとするということでございまして、これが内容の説明でございます。

以上で説明を終了させていただきますが、慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

2番 斉藤邦明議員。

〔2番 斉藤邦明君発言〕

2番（斉藤邦明君） 2点、質問いたします。

まず、第9条の中に「任命権者は自己啓発等休業している職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡をとることにより」と書いてあるのですけれども、定期的というのはどのような期間のことをいっているのか、具体的に案がありましたら教えていただきたい。

議長（小暮敏美君） 総務課長。

〔総務課長 植原育雄君発言〕

総務課長（植原育雄君） 第9条の定期的な報告ということでございますが、海外に出ている場合とかは、仕事の関係もございまして、年1回とか、仕事の途中で報告をしていただくとか、そのような報告になるかと思えます。大学等につきましては、国内については年1回、あるいは2回ということでございます。外国の大学にも適用されるということでございまして、大学につきましても随時といいますが、年1回、2回とかという報告になるかと思えます。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） 2番齊藤議員。

〔2番 齊藤邦明君発言〕

2番（齊藤邦明君） ありがとうございます。年1回、2回ということなのですが、十分な意思疎通を図るものとありますので、1回、2回だと少ないのかと感じる部分がありましたので、ご検討いただければと思います。

続いて、第10条の中で「職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては」とあるのですが、有用であると認められるものはどういったものを想定されているのか、ご答弁をよろしく願います。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 第10条の規定でございますけれども、この中にありますとおり、当該自己啓発等休業の期間を大学等の課程の履修、または国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用と、一般的に職務を遂行してきた職員であれば、これに有用という形があるということだと理解してよろしいと思えます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第59号 上里町職員の自己啓発等休業に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第60号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第9、町長提出議案第60号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第60号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

最後のページになりますが、提案理由がございます。提案理由でありますけれども、地方公務員の育児休業に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児休業等について所要の改正をいたしたく、本案を提出するものでございます。

内容につきましては、上里町職員の育児休業等に関する条例の内容を次のように改めるということで、1条から始まっているわけであります。

議案内容につきましては、概要を説明させていただきたいと思っております。地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年8月1日に施行されましたが、この改正では育児を行う職員の職業と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、小学校就学時の始期に達するまでの期間、育児のための短時間勤務制度を導入するものであります。今回の条例改正の概要については、4点あるわけでありまして、最初に再度の育児休業をすることができる特別の事由の追加、2点目といたしまして、育児休業

をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する規定の改正、3点目といたしまして、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度の導入にかかわる規定をしたものであります。4点目といたしまして、部分休業の承認要件の緩和となっているわけでありまして、

それでは、改正条文の概要について、説明をさせていただきたいと思っております。初めに、育児休業関係ということでご理解いただきたいと思っております。第1条につきましては趣旨についてであるわけでありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律、平成3年法律第110号、以下育児休業法というということでありまして、条例に委任している条番号等を追加して、条文の整備をしたということございまして、引用条文の整理ということでご理解賜りたいと思っております。

第2条の規定でありますけれども、育児休業することができない職員についての文言の整理をしたものでございます。

第3条の再度の育児休業をすることができる特別の事由については、文言の修正と再度の育児休業をすることができる特別の事由として、負傷等により子を養育することができなくなった職員が育児休業の承認を取り消された後、当該負傷等から回復した場合を規定し、再度の育児休業をすることができる特別の事情として、両親が交互に子を養育する場合には、育児休業をした職員の配偶者が町規則で定める方法により、子を当該職員に引き続いて養育した場合を規定いたしたということございまして、職員がけがをされて育児ができなくなってしまったということで、なお回復して育児に携わることができるという場合にはそれができますという規定であります。それから、両親が交互に子を養育する場合には、育児休業をした職員の配偶者が町規則で定める方法によって、当該子供を引き続いて養育した場合を規定したものであります。

第5条の育児休業承認の取り消し事由については、これは文言の修正であります。

第6条の育児休業に伴う任期つき職員にかかわる任期の更新については、見出しの修正をいたしたものでございます。

第7条の育児休業をしている職員の期末手当の支給については、見出しの修正をいたしたものでございます。

次に、第8条の育児休業した職員の職務復帰後における号給の調整について、規定をされたものでございます。

第9条関係につきましては、育児短時間勤務関係を規定させていただいているものでございまして、9条の育児短時間勤務をすることができない職員については、育児短時間勤

務をすることができない職員として非常勤職員、臨時的任用される職員、育児休業に伴い任期を定めて採用された職員、いわゆる勤務延長職員、それから配偶者が育児休業している職員等を規定したものでございます。

10条関係では、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して、1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事由について、育児短時間勤務終了後、1年を経過する日以前、同じ子については育児短時間勤務をすることができる特別の事由を規定したものであります。

11条関係は、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態について、いわゆるフレックスタイム制度適用職員及び交代制等勤務を職員のための形態を規定いたしましたものでございます。

それから、第12条関係につきましては、育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続きについて、町規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、承認または期間を延長請求することができる規定を設けてあるわけでありまして。

13条の育児の短時間勤務の承認の取り消し事由については、育児短時間勤務の承認の取り消し事由として、子を養育している時間に配偶者が当該子を養育することができるようになった場合、別の子にかかわる育児短時間勤務を承認する場合、それから育児短時間勤務の内容を変更する場合の規定をいたしたものでございます。

次に、14条関係でございますけれども、育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情については、育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事由として、過員を生ずること及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員を引き続き当該短時間勤務職員として任用しておくことができなくなることを規定したものであります。

15条の短時間勤務の例による短時間勤務にかかわる職員への通知については、育児短時間勤務の例によって短時間勤務をさせた場合、または当該短時間勤務を終了した場合、任命権者は職員に対しまして書面で通知しなければならないという規定を設けているわけでありまして。

16条の関係でございますけれども、育児短時間勤務職員についての給与条例の特例について、育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることになった職員については、給与条例の読みかえ制度をここで規定しているわけでありまして。

17条の育児短時間勤務職員等についての職員の特殊勤務手当に関する条例関係をうた

い込んだものでございます。

18条につきましては、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用にかかわる任期の更新について、育児休業に伴い任期を定めて採用された職員の取り扱い同様の取り扱いをする規定をされているわけでありまして、

19条の短時間勤務職員についての給与条例の特例につきましては、育児休業時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の読みかえを規定いたしましたところでございます。

20条の短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例についての特例を定めたものでございます。

21条につきましては、部分休業することができる、21条関係からは育児のための部分休業にかかわる関係がうたわれているわけでありまして、第21条の部分休業することができない職員については、部分休業をすることができない職員として、育児短時間勤務としている職員、または育児休業法第17条の規定により、育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている職員を追加し、文言の修正を行ったものであります。

22条につきましては、部分休業の承認についての文言を整理したものでございます。

24条につきましては、部分休業の承認の取り消し関係の規定でございます。

それから、附則関係でありますけれども、第1条の施行期日でございますが、平成20年4月1日から施行するというところでございます。

続いて、附則の第2条の育児休業をする職員の職務復帰における号給奉等の調整の関係をここで規定いたしているところでございます。3条関係につきましては、職員の給与に関する条例の一部の改正として、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の導入に伴いまして、再任用短期間職員の定義について改正いたしましたものでございます。第4条につきましては、上里町職員の特殊勤務手当の関係についてを規定いたしましたものでございます。以上が条例の内容になるわけでありまして、

次に、育児休業法につきまして簡略に説明をさせていただきたいと思っております。改正の趣旨でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、育児のための短時間勤務制の導入により、常勤フルタイム勤務から育児短時間勤務へ、育児短時間勤務から常勤フルタイム勤務への勤務形態を更新することが規定されるため、勤務形態の変更によって有利、不利が生じないよう、変更の際には年次休暇等の日数について、それから変更後の勤務時間等に比例して調整を行う内容にいたしましたわけでございます。

それから、育児短時間勤務とはということございまして、職員が職務を完全に離れる

ことなく、育児を行うことができるよう常勤職員のまま育児のため、短時間勤務を認める制度の導入であります。職員は任命権者の承認を受けて、小学校就学の始期に達するまでの子供を養育するため、その子がその始期に達するまで、その常勤勤務を要する官職をしめたまま、いずれの課の勤務の形態により、職員が希望する日及び時間帯において勤務することができるということが大きな改正の内容であります。

それから、請求関係でありますけれども、育児短時間勤務をすることができない職員として非常勤職員、臨時職員、育児休業に伴い採用された任期つき採用職員、育児休業に入っている職員の場合には、その任期を変更して新たに採用してもよろしいということになっているわけですが、それから勤務の延長職員、退職後に継続して採用された職員等々が掲げてあるわけであります。

それから、承認関係であります。承認基準は任命権者は請求があったときは請求された期間について、請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、それを本人から請求された場合には承認をしなければならないということでございます。

それから、不利益の取り扱いでございます。職員は育児短時間勤務を理由として、不利益な取り扱いを受けないというのが21条で規定をされているということでございます。それから、任期つき短時間勤務職員の任用でございますが、任命権者は育児短時間勤務、またはその延長請求があった場合に、請求にかかわる期間について請求をした職員の業務を処理するため、その期間を任期の限度として請求した職員が育児短時間勤務をすることにより、処理することが困難な業務、その他の内容について、常勤勤務を要しない官職に職員を新たにその人にかわって採用することができるという規定であります。任命権者は、任期つき短期勤務の職員を任用する場合には、職員に任期を明示しなければならないということございまして、あくまでもその人には何月何日までという期間を限定させるということでございます。

以上が概略の内容でございます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げて、説明とさせていただきます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第60号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第61号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第10、町長提出議案第61号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第61号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について。上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を次のように改正するというのでございます。

提案理由の内容でございますけれども、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、職員の育児休業等にかかわる勤務時間等について、所要の改正をいたしたく本案を提出するものであります。

内容について、ご説明をさせていただきたいと思っております。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、育児短時間勤務制度の導入による職員の勤務時間等について、規定の整備を行うものであります。改正条文について、ご説明を申し上げたいと思っております。初めに、第2条の1週間の勤務時間について、3点であります。第1点目といたしまして、育児短時間勤務職員等、育児休業法第10条第3項の規定により、同条第1項の規定による育児短時間勤務の承認を受けた職員ということになるわけでございますけれども、1週間当たりの勤務時間の規定をいたしたものであります。2

点目といたしましては、育児短時間勤務に伴いまして、短時間勤務職員の導入に伴い、再任用短期間勤務職員の定義の改正をいたしたものであります。3点目といたしまして、任期つき短時間勤務職員、第8条の規定により採用された職員の1週間当たりの勤務時間を規定したものであります。

第3条の週休日及び勤務時間の割り振りについて、育児短時間勤務職員等及び任期つき短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割り振りについて規定をいたしたものであります。いわゆる、フレックスタイム制適用、職員外育児短時間勤務職員、または任期つき短時間勤務職員である場合の勤務時間の割り振りの規定をいたしたものであります。

第4条の特別の形態によって勤務する職員の週休日及び勤務時間の割り振りについて、特別の形態によって勤務する育児短時間勤務職員等及び任期つき短時間勤務職員の週休日の規定をいたしたものであります。

8条の正規の勤務時間以外の時間における勤務については、育児短時間勤務職員等に宿日直勤務及び時間外勤務を命ずることができる場合の公務運営に著しい支障がある場合として、町で定めた場合の規定をしたものであります。

12条につきましては、年次休暇についての規定をしたものであります。

14条につきましては、特別休暇の関係についての規定をいたしたものでございます。

それから、19条につきましては常勤職員の勤務時間、休日及び休暇について、非常勤職員から任期つき短時間勤務職員を除く規定をいたしたものでございます。

以下、その経過措置等が附則等にうたわれているわけでございます。これも先ほどの条例と同様、平成20年4月1日から施行ということになるわけでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第61号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改

正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 町長提出議案第 6 2 号 上里町職員定数条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第 1 1、町長提出議案第 6 2 号 上里町職員定数条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第 6 2 号 上里町職員定数条例の一部を改正する条例について。上里町職員定数条例の一部を次のように改正するということでございます。

提案理由でありますけれども、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、自己啓発等休業にかかわる職員定数の取り扱いについて、所要の改正をいたしたく本案を提出するものであります。

内容について、ご説明を申し上げます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、新たに自己啓発等休業制度を導入することとなったわけであります。導入に当たって、関連のあります職員定数の取り扱いについて、総務省から取り扱い通知がありまして、自己啓発等休業の承認を受けた職員については、職員定数から除外することができるとされております。ついては、職員定数条例に規定される職員定数から適用除外規定であります第 2 条第 3 項について、自己啓発等休業中の職員の追加をする改正であります。

附則につきましては、自己啓発等休業条例の施行日とあわせて、平成 2 0 年 4 月 1 日からということになっているわけであります。

以上で定数条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。  
これより議案第 6 2 号 上里町職員定数条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 町長提出議案第 6 3 号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（小暮敏美君） 日程第 1 2、町長提出議案第 6 3 号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第 6 3 号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正するというものでございます。

提案理由でありますけれども、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、育児休業等及び自己啓発休業等について所要の改正を行いたいので、本案を提出するものであります。

改正内容の概要について、ご説明を申し上げたいと思います。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、部分休業の時間、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の適用除外及び自己啓発等休業承認を受けた職員給与について、条例の一部を改正するものであります。

初めに、17条第2項につきましては、部分休業の時間を1日につき2時間を超えない

範囲内に限る規定を追加させていただいたものでございます。

19条の3では、自己啓発等に承認を受けた職員の給与については、その期間の給与は支給しないとの規定を追加いたしましたものであります。

21条の再任用職員等の適用除外について、改正後の育児休業法に基づく育児勤務時間勤務に伴う短時間勤務職員については、第5条から第7条及び第27条の規定を適用するという規定を追加させていただいたものでございます。

附則で規定している施行日につきましては、一般職員における育児休業や自己啓発休業にかかわる条例の改正の施行日と同様に規定をいたしまして、平成20年4月1日からの施行となっているわけであります。

以上で上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のご説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） この場で討論というのはおかしいのですけれども、やはり今回の地方公務員を含む中のフレックスタイムの導入という格好の一部の中で、大変いい、前向きな姿勢であろうと思いますので、この案は全く賛成であります。ということで、遅れたかなという感はあろうかと思いますが、私は議員になりたての今から10年前にこの発言を、フレックスタイムということで既に15年前からやっているわけですので、こういうことが遅かりしとはいえ、ここで正式に発案のもとになったということに対しまして、敬意を表したいと思います。

以上です。

議長（小暮敏美君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第63号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。

午前9時46分休憩

午前10時7分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 町長提出議案第64号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第5号）  
について

議長（小暮敏美君） 日程第13、町長提出議案第64号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 一般会計補正予算（第5号）について。ご提案申しあげました議案第64号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

平成19年度上里町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。第1条でありますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,097万6,000円を追加いたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,483万7,000円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。第2条であります。債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為の補正」によるものであります。

次に、2ページでありますけれども、第1表歳入歳出予算補正でございます。款1の町税についてであります。項の2、固定資産税及び項の3、軽自動車税の調定額の増により、9,547万7,000円の補正増をするものであります。款の14の国庫支出金及び15款の県支出金につきましては、需用費の増額に伴う補正金額の増額や、補助金額の確定による補正であります。款の18、繰入金でございますけれども、項1の基金繰入金といたしまして、歳出補正に対しまして歳入の不足をする分の財政調整基金より繰り入れをいたしたものであります。款の19の繰越金につきましては、平成18年度からの繰越金3億7,884万3,000円のうち、予算計上されていなかった額について補正をさせていただいたものでございます。歳入合計では、現計予算に対しまして2億1,097万6,000円を追加いたしまして、71億8,483万7,000円とするものであります。

次に、3ページにつきましては、歳出関係でございます。款の2の総務費から款の9の教育費までになっているわけでありまして、歳入同様、現計予算に対しまして2億1,097万6,000円を追加いたしまして、71億8,483万7,000円とするものであります。内容について、後でご説明申し上げます。

続きまして、4ページについてでありますけれども、債務負担行為の補正であります。これは、平成19年10月1日からの責任共有制度導入に伴いまして、町の現在ある小口資金金融特別融資制度を開設する必要が生じたため、新たな内容による融資制度でありまして、中小企業融資損失補償について今回、債務負担行為として追加をさせていただいたものであります。

以上が一般会計補正予算の提案理由でございます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

〔以下、上程中の議案について

副町長 山下精治君補足説明〕

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

5番荒井肇議員。

〔5番 荒井 肇君発言〕

5番（荒井 肇君） 身体障害者施設入所支援サービス費が288万6,000円減っているわけですが、その理由を教えてくださいたいと思います。

それと、補正予算で何度か歳入として前年度繰越金を計上しておりますが、繰越金の残高を教えてくださいと思います。

議長（小暮敏美君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 高野正道君発言〕

総合政策課長（高野正道君） 5ページの繰越金の関係でございますけれども、平成18年度の繰越金の決算額が3億7,884万3,000円でございます。当初予算で1億円、6月、7月、9月ということで予算計上いたしまして、今回、計上いたしまして、すべて繰越金については補正で確定ということでございます。

議長（小暮敏美君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根信夫君発言〕

福祉こども課長（関根信夫君） これにつきましては、当初、サービスの見積もりが3人ということで、サービスを利用されたわけですけれども、今回、サービスが2名になりましたので、その部分が減額という形になります。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに。

9番伊藤裕議員。

〔9番 伊藤 裕君発言〕

9番（伊藤 裕君） 総務課の方の職員管理事務の職員採用試験委託料で12万円になっておりますが、ここ何年か職員の採用を行わないというお話を伺ったところですが、どういう内容なのか、ご説明を願いたいと思います。

議長（小暮敏美君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 職員の採用につきましては、ご承知のとおり、行政改革の中で一般職員については凍結をいたしたわけでありまして、今回、保育園の保育士が退職されるということでございますので、これについては補充をしていかなければならないだろうということで、それに伴います県下統一の平成20年度の職員採用の試験に対する費用として計上させていただいたということでありまして。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 学校図書費の購入で、中学校・小学校とも両方計上されております。

す。一昨日だったでしょうか、新聞報道で埼玉県内でワースト4の図書購入費の割合だということだったのですが、この補正予算を組むことによって、どのくらいそれが改善されてくるのかということと、商工業振興事業費の住宅改修資金40万円の増額ということで、昨年が200万円、今年度当初は120万円で、それは実績をみてということだったのですけれども、現在の利用状況は補助金の執行率がどのくらいになっていて、その上で40万円の補正が出てきているのかというのを教えていただきたいと思います。

それから、ステンレス灯籠の設置に伴い、基礎工事を行うということなのですが、駅前広場の中に設置されるということですが、管理上といいますか、非常に金属が高騰しているというところで、設置もかなりしっかりしたものにしていかないと、盗難というおそれもあると思うのです。重さが1トンということで、材料代だけでも100万円とか新聞に出ておりましたので、そんな心配もございますので、どのような工事とその後の管理を考えていらっしゃるのか、とりあえず3点をお願いいたします。

議長（小暮敏美君） 学校教育指導室長。

〔指導室長 木村和夫君発言〕

指導室長（木村和夫君） 説明させていただきます。

図書購入費の方をここでいただきますけれども、この金額では本当に微々たる数字の上昇に過ぎないと思います。

議長（小暮敏美君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 橋爪重雄君発言〕

産業振興課長（橋爪重雄君） 平成18年度の執行状況につきましては、19件でございました。金額にいたしますと、95万4,000円であったわけでございます。平成19年度につきましては、11月末現在で25件、金額にいたしまして125万円ということでございます。したがって、今後、申請も出てくる可能性もございますので、そういった中で8件分を見込んだところでございます。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） ご質問の内容でございますけれども、ステンレス灯籠の寄附をしていただけるということで、今回、駅南の広場、こちらから駅の方へ向かいまして右側の植え込みの中へ設置したいと考えております。ご質問のように、これは1トンと

ということで非常に重く、また大きさも3メートル65センチということで、非常に大きなものでございます。その基礎につきましては、一度55センチほど掘削しまして、10センチの切り込み砕石を入れまして、その上にDの13の鉄筋を組みまして、コンクリートの基礎をつくるということでございます。コンクリートの基礎の大きさとしましては、180掛ける180ということで考えております。管理につきましては、ステンレスということでさびないということでございましょうけれども、これは定期的に拭いたり何かする必要はあるとは考えております。もちろん、ボルトでしっかりとめます。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 基礎に関しては、詳細な説明をありがとうございました。技術的なことはわかったのですが、ボルトどめという話があったので、夜にボルトを緩められてユニックか何かで持っていかれるのを一番心配しているわけなのです。埋め込みにするとか、ちょっと考えた方がよろしいと思いますので、もう1回、その工法に関しましてはご検討いただいた方がよろしいのかと思います。

ちょっと確認なのですが、道路新設改良事業費の中の750万円というのは、三軒地内の今まで継続されていたところの先ということでよろしいのでしょうか。

議長（小暮敏美君） まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） 三軒地内につきましては、過去3年間実施してまいりまして、今年で4年目ということで、最終年度で今年に仕上げたいと考えております。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） ここも、私も地元の区長と一緒に要望をさせていただきまして、それが実現して本年度最後ということで、非常にありがたいのでありますが、ホームページにも出ておるとは思いますけれども、下期の発注の予定に出ておりましたので、できれば12月補正ではなく、それが出る前の9月に補正ができなかったのかと思うのですが、その辺の考えというのはいかがなんでしょうか、ご答弁をお願いします。

議長（小暮敏美君） まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） 当初に掲示した工事の内容ですか。

議長（小暮敏美君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 私の勘違いだったのかもしれないのですが、国交省から義務づけられている発注の、第3四半期にこの工事を出しますということがホームページに載っていたと思っていたのですが、勘違いなら勘違いでいいのですが、それが出るのだったら先に予算付けされていた方がよかったのかと思うので、9月定例会で補正を組まれた方がよろしかったのかというつもりでお話したのですが、勘違いだったら申しわけございません。

議長（小暮敏美君） まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） 当初に計画ということでありまして、今回、補正をさせていただいたのは750万円を補正させていただいているわけですが、ここだけではなくて金久保も含まれておりますので、代表的な工事名を説明の中で、三軒地内ということで申し上げたわけでありまして、その辺で言葉が足らなかったと思います。申しわけありません。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） 1つだけお伺いします。

税務課の関係で、固定資産税が9,547万7,000円の補正が組まれております。この中は、土地が三角の864万2,000円、それから家屋、償却資産ということで、内訳はここに載っておるのですが、このときの建物がどのくらいの内容なのか。それと、償却資産の内訳について、わかりましたら教えていただきたいと思います。

議長（小暮敏美君） 税務課長。

〔税務課長 小暮昇三君発言〕

税務課長（小暮昇三君） ご説明します。

土地でございますけれども、まだ土地が下落をしているということで、当初、計上した予算額が今回補正の減という形で864万2,000円ということで計上してございます。家屋でございますけれども、どのくらいの棟数かというのはここに数字がないのですが、当初予算を見積もるときに1月1日から12月31日までの新築の件数でしょうか、

非常に難しさがございまして、平成19年度につきましては家屋について今回の補正の増ということで、2,636万7,000円ぐらいが収入の見込みということで計上してございます。それから、償却資産でございましてけれども、件数はちょっとつかんでおりませんけれども、これも各1年間におきまして、企業の方で設備投資をした場合に、それが非常に把握が難しいということがございまして、やはり平成19年度の償却資産につきましても7,515万2,000円の収入の見込みができるということで、今回、補正予算の増という形で計上させてもらいました。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） 11番桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

11番（桜井 彪君） わかりました。土地の方は、もう決まっているものが国からも出ていますし、新聞にも出ているから問題はないのですけれども、家屋の件については当然これだけの金額のものが出るということは、当初の予算を組むときにわからないと思うのです。ただ、予算を組むときに、これの内訳が今回これだけの大口で出なくも、家屋が建つということは月々に何軒か建っていると思うのです。そうすれば、そのときに金額が出てもしっかりではないかと思うのですけれども、その辺の事務処理の問題でこうなるのか、その辺が1つ。

それから、償却資産については、過年度までのものは既にわかっているわけです。新規の償却資産がどれだけかということで、ここに計上されてくると思うのですけれども、その2つがわかるような事務処理にできないのかどうか。そうすれば、過年度の分と今年度の分で、本当にこの上里町の中に固定資産として入る分がどのくらいなのかというのは、その時点でわかると思うのですけれども、もう12月ですから、別に手で計算しろということではないのですから、機械計算になると思うのです。その辺のシステムを構築すれば、できないことはないと思うので、その辺についてどうお考えか、お願いします。

議長（小暮敏美君） 税務課長。

〔税務課長 小暮昇三君発言〕

税務課長（小暮昇三君） 償却と家屋につきましては、年間の予算、このくらいは入ってくるだろうという形で、本来であれば補正の増ということは、当初の中で少しでも少なくするような形で事務処理をしていかなければと思いますけれども、なかなか把握できない部分も当然出てくると思います。家屋につきましても、当初予算の編成が1月には数字

を固めるということになると思います。その後、家屋の新築ということも当然出てくること  
がございましたので、1月から12月でございますので、その辺で家屋につきましては難  
しいのではないかと。償却につきましても、なるべく1年間の歳入を把握することは当然必  
要だと思いますけれども、設備投資ということで年間の中で償却資産が増えるということも  
ございますので、難しいことはあると思いますけれども、なるべく1年間の歳入が計上で  
きる形で事務処理をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第64号 平成19年度上里町一般会計補正予算（第5号）についての件  
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前11時再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 町長提出議案第65号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予  
算（第2号）について

議長（小暮敏美君） 日程第14、町長提出議案第65号 平成19年度上里町国民健  
康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）ご提案申し上げました議案第65号 平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明申し上げます。

平成19年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ434万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,889万4,000円とするものであります。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページであります。第1表歳入歳出予算の補正でございます。まず、歳入でございますが、款の4の療養給付費交付金、項1の療養給付費交付金の195万1,000円の増額補正であります。退職被保険者等高額療養費の増額補正に基づくものであります。

次に、款の5の県支出金、項の2の県補助金の1万円の増額であります。国民健康保険事業補助金の増額補正によりまして、保健事業費の健康講演会等の報償費の増額補正に基づくものでございます。

次に、款の8の繰入金についてであります。項の1の他会計からの繰入金237万9,000円の増額でございますが、その内訳といたしまして一般会計から繰り入れする保険基盤安定繰入金713万7,000円の減額補正につきましては、低所得者に対する保険税の軽減相当分を国・県・市町村が公費負担するものであり、職員給与費等繰入金物件費分の133万9,000円の増額補正につきましては、総務費の総務管理費、保険事業費による増額補正に基づくもの。また、出産一時金等の繰入金の70万円の増額補正につきましては、出産育児一時金の増額補正に基づくものであります。次に、その他一般会計繰入金の747万7,000円の増額補正につきましては、当会計の財源不足分により一般会計から借り入れするものでありまして、当初予算等でも申し上げましたが、この繰入金につきましては決算後、清算し、一般会計へ返納するものであります。

次に、歳出でございますが、款1の総務費でございます。項1の総務管理費の61万2,000円の増額補正につきましては、需用費、役務費、委託料の増額補正によるもの

であります。次に、項の４の趣旨普及費の１７万８，０００円の増額補正につきましては、保険関係のリーフレット等の購入による需用費の増額補正によるものでございます。

次に、款の２の保険給付費でございますが、項の２の高額療養費につきましては、退職被保険者高額療養費の１９５万１，０００円の増額補正であります。その内容につきましては、生活習慣病の増加、またそれらが主な原因と思われる疾患等の増加により、退職被保険者高額療養費の増額補正によるものでございます。また、項の４の出産育児諸費につきましては、少子化が問題となっている中でありますが、現状の母子健康手帳の交付状況等を勘案いたしまして、１０５万円の増額補正をするものでございます。

次に、款の６の保健事業費でございますが、項１の保健事業費につきましては５４万９，０００円の増額補正であります。医療費通知等通信運搬費の増額補正によるものでございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算の提案説明でございます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第６５号 平成１９年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第１５ 町長提出議案第６６号 平成１９年度上里町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

議長（小暮敏美君） 日程第１５、町長提出議案第６６号 平成１９年度上里町介護保

険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） ご提案申し上げました議案第66号 平成19年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

平成19年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,429万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億723万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページでございます。歳入歳出予算の予算補正でございます。款1、介護保険料についてであります。項1、介護保険料の調定額の増により、1,412万7,000円の補正増でございます。

款の3の国庫支出金、款の4、支払基金交付金、款の5、県支出金につきましては、事務費の増額に伴う国・県等の費用負担分の増加による補正であります。

款の7の繰入金につきましては、事務費などの一般会計からの1,692万2,000円の繰り入れであります。

款8の繰越金につきましては、平成18年度から繰越金600万8,000円で、予算計上されていなかった額について補正で計上させていただいたものであります。

歳入合計でありますけれども、現計予算に対し1億7,429万4,000円を追加し、11億723万6,000円とするものであります。

次に、3ページにつきましては歳出関係でございます。款1、総務費から款4、地域支援事業費まででございます。歳入同様、現計予算に対しまして1億7,429万4,000円を追加し、11億723万6,000円とするものであります。款1、総務費についてでございますけれども、項1、総務管理費は介護給付費適正化を目的とした介護サービス利用明細書を利用者あてに送付することに伴う印刷費等でございます。40万6,000円の計上であります。項2の徴収費は、徴収事務に伴う電算委託料でございます。21万3,000円の増額であります。項の3、介護認定審査調査費については、主治医意見書にかかわる手数料等で52万3,000円の増額であります。

款の2の保険給付費については、介護サービスの増加に伴い、施設介護サービス給付費8,583万4,000円、居宅介護サービス給付費6,277万4,000円などが増額の主な内容であります。総額で、1億9,131万1,000円を増額するものであります。

款の3、基金積立金については、保険給付費の増額により、当初予定していました積立金1,817万7,000円を減額、財源として充てたものであります。

款の4、地域支援事業については、包括支援事業・任意事業給付費における財源補正で、当初、一般会計から614万8,000円を予定しておりましたが、国・県等の支出金へ振りかえるものであります。地域包括支援センターの運営事業については、地域包括支援センター運営協議会委員の報酬、1万5,000円の計上であるわけであります。

以上で介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 説明書の3ページに1号被保険者保険料が1,412万7,000円の増額補正になっていきますけれども、被保険者が増えたということになるわけですが、その内容の説明をお願いしたいのです。

議長（小暮敏美君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） ご回答申し上げます。

介護保険というのが7月1日賦課になります。その以後、毎月、65歳到達者、それから町外から転入された方、その方に新しく賦課という形で納付書が出ます。ですから、8月から11月分までの増分をみておりまして、それを今回調定させていただいております。以上です。

議長（小暮敏美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第66号 平成19年度上里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 町長提出議案第67号 平成19年度上里町老人保健特別会計補正予算（第2号）について

議長（小暮敏美君） 日程第16、町長提出議案第67号 平成19年度上里町老人保健特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） ご提案申し上げました議案第67号 平成19年度上里町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

平成19年度上里町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。第1条でありますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,601万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億37万円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。第1表歳入歳出予算補正でございます。款1の支払基金交付金、項1の支払基金交付金の交付額決定通知に基づく調定額の増により、1億2,179万6,000円の補正増となっているものであります。

款の2、国庫支出金及び款の3の県支出金につきましては、補助金額の確定による補正であります。

款の4、繰入金でございますけれども、項1の他会計からの繰り入れといたしまして、歳出補正に対し、歳入財源の不足分を一般会計より繰り入れをするものであります。

歳入合計で、現計予算に対し1億3,601万6,000円を追加し、20億37万6,000円とするものであります。

次に、歳出でありますけれども、款の2の医療諸費、項1の医療諸費の医療給付費及び医療費支給費の増額並びに今回までの医療費に関する審査支払手数料の財源補正によるものであります。現予算に対しまして、1億3,601万6,000円を追加いたしまして、19億3,055万1,000円とするものであります。

歳出合計では、現計予算に対しまして1億3,601万6,000円を追加し、20億37万円とするものであります。

以上で老人保健特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げる次第であります。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第67号 平成19年度上里町老人保健特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 町長提出議案第68号 平成19年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について

議長（小暮敏美君） 日程第17、町長提出議案第68号 平成19年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） ご提案申し上げました議案第68号 平成19年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

第1条であります。平成19年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものであります。第2条、平成19年度上里町水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。科目でございますけれども、歳入では現計予算に対しまして500万円を増額いたします。第1項の営業利益の増額でございます。次に、支出でございますけれども、現計予算に対しまして512万9,000円を増額いたします。第1項の営業費用が507万円、第2項の営業外費用が5万9,000円の増額でございます。

次に、第3条関係でございますけれども、予算第4条で定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。科目でございますが、収入であります。現計予算に対しまして870万円を減額いたします。第2項の負担金の減であります。次に、支出ですが、現計予算に対しまして1,000万円の減額をします。第1項の建設改良費の減額であります。

次からが説明書及び附属資料になっておりまして、2ページの実施計画書ですが、詳細はお手元の資料の6ページ以降になるわけでありますので、説明をさせていただきます。3ページが資本金計画書、4ページが貸借対照表となっており、6ページからの説明ということでご理解いただきたいと思ひます。

主な内容は、7ページ、資本的収入から6ページの収益的収入の支出の組みかえは、6ページの収益的収入及び支出への組みかえでございます。説明を申し上げたいと思ひますが、収益的収入及び支出の収入でありますけれども、雑収益が500万円の増額であります。これは、7ページを見ていただきたいと思ひますが、減額する工事負担金870万円の一部をこちらに組みかえをするものであります。

次に、支出でありますけれども、受水費の7万円の増額をいたします。うるう年による1日分の増であります。次に、修繕費の500万円を増額いたします。これも7ページを見ていただきたいと思ひますが、工事請負費で1,000万円の減額をいたすわけであります。その一部をこちらに組みかえたものであります。

7ページが資本的収入及び支出でございまして、収入関係でございまして、工事請負費負担金870万円の減額をいたします。町の下水道事業及び県営圃場整備事業上里

西部地区等からの負担金であります。次に、支出でございますけれども、建設改良費の工事請負費を1,000万円減額いたすわけでありまして、主に下水道、県営圃場事業上里西部土地改良関連によるものであります。

以上で説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

議長（小暮敏美君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第68号 平成19年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（小暮敏美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（小暮敏美君） 暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午後1時30分再開

議長（小暮敏美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 選挙第8号 埼玉県後期高齢者医療広域連合議員選挙について

議長（小暮敏美君） 日程第18、選挙第8号 埼玉県後期高齢者医療広域連合の広域連合議員選挙を行います。

埼玉県後期高齢者医療広域連合は、県内全市町村で組織し、75歳以上の方が加入する医療制度の保険料の決定や医療給付などを行う特別地方公共団体で、平成20年4月から

制度施行に向け、現在、準備業務を行っております。

この広域連合議会議員のうち、町村議会議員から選出の議員に欠員が生じたため、今回、選挙が行われることになりました。この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを埼玉県後期高齢者医療広域連合に報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

議長（小暮敏美君） ただいまの出席議員は12名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に8番高橋仁議員、9番伊藤裕議員、10番根岸晃議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

議長（小暮敏美君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

議長（小暮敏美君） 異状はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じ、順次投票をお願いします。

〔各議員投票〕

議長（小暮敏美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小暮敏美君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票いたします。

先ほど開票立会人に指名いたしました高橋仁議員、伊藤裕議員、根岸晃議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

議長（小暮敏美君） 会議規則第33条第1項の規定により、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12票

これは、先ほど出席議員数に符合いたします。

そのうち

有効投票数 12票

無効 0票

有効投票中

秋坂 豊 11票

佐伯由恵 1票

以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

散 会

議長（小暮敏美君） 本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後1時40分散会